原子力規制委員会了承文書 (2016FY-18) 平成29年3月29日 (議題3資料3)

止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等の計画について

平成29年3月29日原 子 力 規 制 庁

1. 事業者から報告された内容

(略)

2. 今後の対応案

(略)

表 止水措置を実施するまでの外部からの浸水に対する監視及び応急処置(もんじゅ、再処理施設)

事業所	外部からの浸水に対する監視	外部からの浸水に対する応急処置
もんじゅ	・通常の巡視点検(1回/日)。 ・大雨特別警報や記録的短時間大雨情報が発表され、工事等により通常と異なる排水経路が形成されるおそれがある場合は、巡視による外郭貫通部の監視を強化。	・土のうの設置 ・通常の排水経路の確保のための 処置 ・浸水があった場合は、既設の排 水ポンプによって自動排水が行 われるが、監視を強化するた め、その運転状態を運転員の巡 視(1 回/日)にて確認
東海再処理	・核燃料サイクル工学研究所で観測している降雨量を監視し、25mm/hを超えるおそれがある場合は、右記の応急処置を実施する。 ・右記の応急処置の実施について、平日は十分な対応要員が確保されているとし、対応要員が不足すると考えられる休日及び夜間に豪雨や川の氾濫等が予想される場合には、緊急時体制として体制を強化することとしている。	・雨水浸入ルートである建屋外部のハッチを土のうで養生し、浸水防止対策を実施する。・建屋内に浸水が確認された場合は、あらかじめ設置した仮設排水ポンプにより排水する。
六ヶ所再処理	・通常時の巡視点検(液位計が設置された排水ピット;1回/1直、それ以外の排水ピット;1回/1日)。 ・六ヶ所村地域で大雨警報が発令された場合には、追加的に巡視等を行い、建屋貫通部に繋がっている洞道内への浸水の有無を確認。	・仮設排水ポンプによる排水